

5月7日(水)

大東市民センターオープン!!



オープンに向け、着々と準備が進んでいます

5月7日(水)、大東地区に新しい市民センターがオープンします。学習やコミュニケーション活動など、多くの方が利用できる施設になっています。

施設に入るとすぐ右側に市民センターと公民館の窓口があります。窓口を一か所にし、より利用しやすくなりました。授乳室と親子トイレを併設したプレイルーム、舞台や電動可動椅子を備えた202人収容可能な多目的室、多機能な調理設備が整った実習室などがあります。また会議室は、コミュニケーション活動の場として利用できます。

誰もが安心して利用できるようバリアフリーに配慮し、段差の解消や手すりの設置、オストメイト(人工こう門・人工ぼうこうのある方)対応の多目的トイレを設置しています。

その他、環境面へも配慮を行い、太陽光発電設備や雨水貯留槽設備の設置、照明の一部をLED照明にするなどしています。

問い合わせ

大東市民センター Tel 243-3426

Fax 240-1878

大東公民館 Tel 243-0022

Fax 240-1754

* 電話・ファクス番号の変更はありません。

* 大東公民館は、移転準備のため、4月25日(金)～5月6日(休)は休館します。

大東市民センターの概要

所在地…大字豊田本1881番地1

構造…鉄筋コンクリート造2階建て

面積…敷地6,681.75㎡

延べ床面積1,912.04㎡

各施設の概要…市民センター(出張所で受け付けていた各種届け出等窓口業務)、公民館(多目的室・音楽室・実習室・会議室・講座室・和室等)

主な設備…プレイルーム(授乳室・親子トイレを併設)・多目的トイレ(オストメイト対応)

環境配慮設備…太陽光発電設備10kW

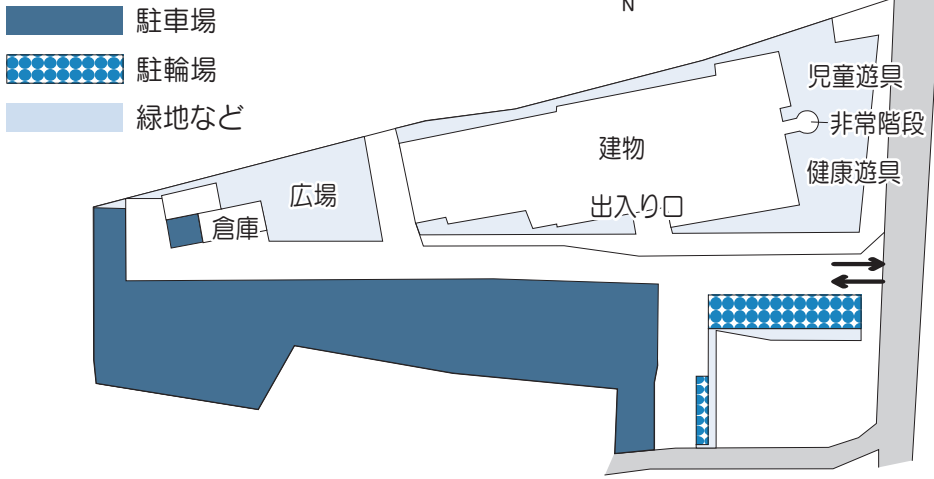
駐車場…78台(障害者用3台、管理用4台を含む)

駐輪場…70台

案内図 (← = 一方通行)



大東市民センター敷地図



児童遊具
建物の横には児童遊具と健康遊具があり、子どもから大人まで楽しむことができます。



プレイルーム



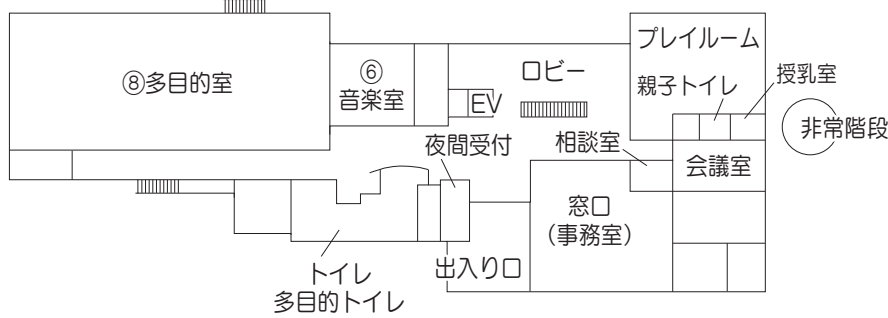
授乳室

大きな窓が2方向に付いたプレイルーム。授乳室や親子トイレが併設されています。



施設出入口

1階平面図



窓口

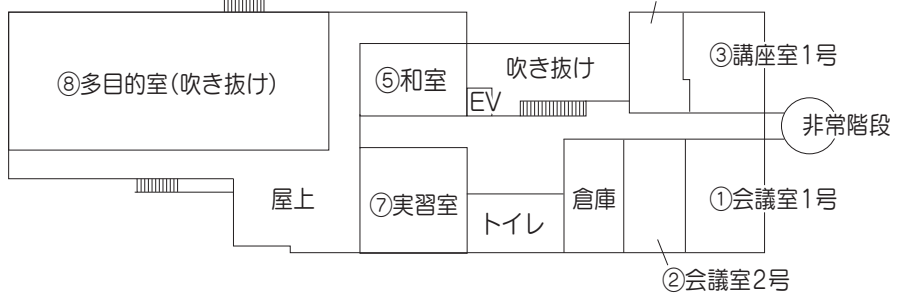
写真右側の出入口から入るとすぐ窓口です。



ロビー

南側に面したロビーは、大きな窓から明るい光が差し込み開放的。図書コーナーもあります。

2階平面図



EV=エレベーター

*平面図中の○数字の付いている施設は、貸し出しを行っています。料金等は、次ページをご確認ください。



①会議室1号

窓が大きくとても明るい雰囲気。定員48人の会議室1号と約半分の大きさの定員26人の会議室2号はパーティションで区切られているため、つなげて使用することも可能です。



②会議室2号



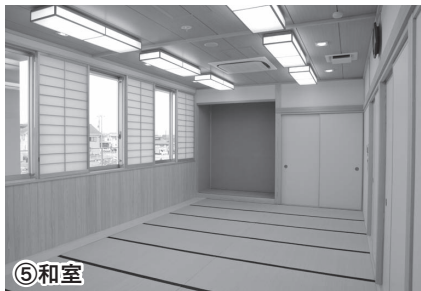
③講座室1号

南向きの角部屋。机・椅子の設置も可能です。



④講座室2号

床は防水シート張り。水道を完備し、工作や陶芸などができます。机・椅子の設置も可能。



⑤和室

16畳の和室には水屋も完備。窓の外には、和風の庭が見えます。



⑥音楽室

遮音機能を備えた音楽室には、全面鏡やピアノ、レッスンバーがあります。



⑦実習室

調理設備の熱源は、災害時にも活用できるようプロパンガスを使用しています。



⑧多目的室

舞台と電動可動椅子(154席)を配置した多目的室(左写真)。客席を格納すると、軽体育室としても利用することができます(右写真)。



⑧多目的室

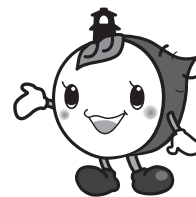
単位：円

部屋名			定員	午前	午後1	午後2	夜間
①会議室1号			48人	770	630	630	630
②会議室2号			26人	420	350	350	350
③講座室1号			48人	730	590	590	590
④講座室2号			32人	490	380	380	380
⑤和室			24人	700	590	590	590
⑥音楽室			30人	630	520	520	520
⑦実習室			30人	840	700	700	700
⑧多目的室	全面	可動椅子使用・舞台使用	202人	3,250	2,730	2,730	2,730
		可動椅子使用・舞台無し		2,730	2,270	2,270	2,270
		可動椅子無し・舞台使用		2,830	2,380	2,380	2,380
		可動椅子無し・舞台無し		2,310	1,920	1,920	1,920
	半面	舞台使用		1,680	1,410	1,410	1,410
		舞台無し		1,150	950	950	950

施設の利用申し込みは「公共施設予約システム」で受け付けています。詳しくは、大東市民センターにお尋ねください。

時間の区分

午 前＝午前9時～正午
 午後1＝午後1時～3時30分
 午後2＝午後4時～6時30分
 夜 間＝午後7時～9時30分



施設の料金について

川越市公民館使用条例の改正に伴い、平成26年4月1日から公民館使用料が改正されました。ただし、使用料の急激な上昇を避けるため、料金の調整を行っています。

国際貢献事業に補助

国際文化交流課 ☎224-5506

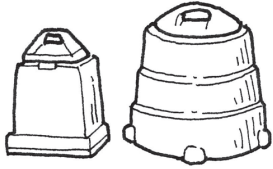
多文化共生と国際交流・協力を推進するため、地域の国際化に貢献する活動を行っている市民団体に、補助金を交付します(上限4万円)。

対象事業・活動：青少年などを海外へ派遣・海外から受け入れ、海外文化の紹介など、市民の国際交流や国際理解を促進する事業 ▼ 教育・地球環境・公衆衛生・農業技術などの啓発活動や技術援助など、国際協力を展開する事業 ▼ 日本語指導・通訳などのボランティア活動から、外国籍市民が暮らしやすいまちづくりを促進する活動

生ごみ処理機器の購入費補助

資源循環推進課 ☎239-6267

生ごみの減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理機器を購入しようとする方に補助します。受け付けは、先着順です。定数になり次第終了します。購入前に申請が必要です。



①コンポスト容器(生ごみ処理容器)

80基

補助額：購入金額の2分の1(限度額2700円)

②EM容器(室内用バケツ型容器) 50基

補助額：購入金額の2分の1(限度額1800円)

③電気式生ごみ処理機 40基

補助額：購入金額の2分の1(限度額1万8000円)

* 下水管・浄化槽などに接続し、直接排水するデイスポーターは、対象ではありません。

対象

市内在住で、機器を常に良好な状態で維持管理できる方。

申請できる基数

コンポスト容器・EM容器：合計で1世帯2基

* すでに①②で2基分の補助を受けている方で、①の補助を受けてから10年を経過している場合、①のみ申請できます。

電気式生ごみ処理機：1世帯1基

* ①②と合わせての補助や、過去5年間に①②の補助を受けた方は、申請できません。

申し込み

印鑑を持参し、資源循環推進課(つばさ館1階)。

受付期間：4月14日(月)～来々年2月27日(金)

☎224-5866 ☎225-9800

環境政策課のお知らせ

①エコなイベントをPRしよう

環境にやさしい取り組みにチャレンジする催しを、「川越市エコチャレンジイベント」として認定します。認定を受けると、右の「認定マーク」のほか「啓発パネル」を使用し、環境への取り組みをPRできます。また、市ホームページで紹介します。

対象…市内で開催される誰もが参加できるイベントで、チェックシートの認定基準を満たすもの

申し込み…申請用紙・チェックシートに必要事項を明記し、イベント実施の1か月前までに☎350-8601川越市役所環境政策課(ファクス・市ホームページからも可)

②緑のカーテン講座

初心者向け無料講座。受講者にはゴーヤの苗をプレゼントします。

会場・日時…北公民館=5月13日(火)、午前10時30分～
▶高階南公民館=13日(火)、午後2時30分～▶霞ヶ関市民センター=14日(水)、午前10時30分～▶大東市民センター=14日(水)、午後2時30分～

定員…各先着30人

申し込み…4月17日(木)、午前9時から電話で同課



③太陽熱利用機器導入に補助金

個人の住宅に太陽熱利用機器(太陽熱温水器・ソーラーシステム)を設置する方に、補助金を交付します。予算がなくなり次第終了。4月1日以降に着工した方が対象です。

受付期間…4月17日(木)～来々年1月30日(金)(先着順)

補助金額…1件当たり18,000円

申し込み…申請用紙に必要事項を明記し、必要書類を添えて同課に持参(郵送不可)

④太陽光発電システム導入に補助金

個人の住宅に太陽光発電システムを設置する方に、補助金を交付します。予算がなくなり次第終了。4月1日以降に着工した方が対象です。

受付期間…4月17日(木)～来々年1月30日(金)(先着順)

補助金額…1kW当たり10,000円(上限40,000円)

対象…2kW以上のシステム

申し込み…申請用紙に必要事項を明記し、必要書類を添えて同課に持参(郵送不可)

* ①③④の申請用紙は、環境政策課(本庁舎5階)で配布しています(市ホームページからもダウンロード可)。

障害者福祉課のお知らせ

TEL 224-5785

Fax 225-3033

難病患者見舞金の申請

難病患者の方に、見舞金を支給します。平成26年度の申請は、障害者福祉課(本庁舎1階)で来年3月31日(火)まで受け付けます。なお、申請した月により、支給期日が異なります。

支給額：年3万6000円

対象：市内に1年以上居住し、申請時に有効期限内の特定疾患医療受給者証(埼玉県発行)、指定疾患医療受給者証(埼玉県発行)、川越市小児慢性特定疾患医療受診券のいずれかの交付を受けている、または難病に係る生活保護の医療扶助を受けている方

持ち物：各医療受給者証・印鑑・本人名義の預(貯)金通帳

福祉タクシー利用券の申請

次の対象に該当し、福祉タクシーの利用を希望する方は、障害者手帳と印鑑を持参して、障害者福祉課に申請してください。

なお、既に申請済みの方には、福祉タクシー利用券を送付しました。

対象：身体障害者手帳1級・2級、療育手帳(A・A)、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けている在宅の方

手話講習会受講者募集

会場はオアシスです。募集案内は同課、市ホームページにあります。

初心者コース

日時：5月8日～来年2月26日、木曜日、午後6時30分～8時30分(全

大雪被害に遭われた農業者の皆さんへ

農政課 224-5939

被災者支援説明会

2月の大雪で被害に遭われた農業者の皆さんに支援策の説明会を開催します。当日直接会場へお越しください。
日時：①4月17日(木)、②18日(金)、午後7時～
会場：①ジョイフル、②農業ふれあいセンター
対象：これまでに説明会に参加していない方

被災証明書について

2月の大雪で農業用施設に被害があった場合は、農政課(本庁舎5階)で被災証明書の申請を受け付けます。証明書は審査の上、後日発行します。必要書類等詳しくはお尋ねください。

40回)

対象：市内在住・在勤・在学の16歳

以上で、初めて手話を学ぶ方

定員：30人(選考)

経費：3240円

申し込み：募集案内にある申込書に必要事項を明記し、4月25日(金)必着までに郵送または持参

通訳養成コース

日時：5月8日～11月27日、木曜日、

午後6時30分～8時30分ほか(全40回)

対象：市内在住・在勤の18歳以上で、

市の手話講習会通訳準備コースを修了または同等の経験がある方

定員：15人(面接による選考あり)

経費：6048円

申し込み：募集案内にある申込書に必要事項を明記し、4月18日(金)必着までに郵送または持参

要約筆記者養成講習会受講者募集

聴覚障害者の多様なニーズに対応できる要約筆記(文字で情報を提供する活動)を行うために必要な知識や技術を習得する講習会の受講者を募集します。募集案内は同課、市ホームページにあります。

日時：4月25日～来年1月30日、金

曜日、午前10時～正午ほか(全45回)
会場：オアシス

対象：市内在住・在勤・在学の20歳

以上で、今後、要約筆記活動に携わることができる方

定員：20人(選考)

経費：3300円

申し込み：募集案内にある申込書に必要事項を明記し、4月18日(金)必着までに郵送または持参

*各講習会の申込書の郵送先は〒350-8601川越市役所障害者福祉課です。

川越市地域防災計画の公表

防災危機管理課 224-5554

災害対策基本法等の改正や県の地震被害想定調査の結果などを踏まえ、川越市地域防災計画を修正しました。

同計画と意見募集の結果は、防災危機管理課(本庁舎4階)・市民センター・公民館、市ホームページで確認できます。

布類拠点回収(前期)を実施

資源循環推進課 239-6267

回収場所など詳しくは、3月10日発行の広報川越と同時期に配布した「平成26年度家庭ごみの分け方・出し方」でご確認ください。

日程：5月11日～6月22日(5月25日、6月1日を除く)、日曜日

時間：午前9時～正午

川越市景観計画(案)に対する 意見募集

都市景観課 ☎224-5961

Fax 225-9800

市は、景観法に基づく景観計画(案)の策定を検討しています。同計画では、これまでの都市景観施策を継承しながら新たに、外壁等に使用できる色彩を数値化し、制限します。市民の皆さんからの意見を反映するため同計画(案)に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：4月30日(水)(必着)まで

閲覧場所：都市景観課(本庁舎5階)

対象：市内在住・在勤・在学、または利害関係のある方

意見の提出方法：…任意の用紙に住居・氏名・電話番号、在勤・在学の方は、勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容と意見を明記し〒350-8601川越市役所都市景観課(持参・ファクス可)
*市ホームページからも閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見は、今後の計画策定の参考にします。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。個人情報公表しません。

協働事業の募集

市民活動支援課 ☎224-5705

協働推進事業制度は、市民活動団体と市が、それぞれ提案する事業を適切な役割分担で実施し、「協働」を積極的に推進する制度です。今年度も「提案型協働事業」と「協働委託事業」を実施する団体を募集します。応募要項は市ホームページからダウンロードできます。

*「市民活動団体等」とは…自治会等の地域組織・NPO法人・ボランティア団体・市民活動団体等をいいます。

市民の皆さんからの提案による「提案型協働事業」を募集

地域のさまざまな課題を解決するため、「市民活動団体等」が主体的に取り組む協働事業を募集します。市は、その事業に対して経費の一部を補助することで、協働によるまちづくりを推進していきます。
募集期間…4月10日(木)～5月9日(金)

対象…市内に事務所または活動場所があり、公益的な活動を行っている、5人以上で構成する市民活動団体等。ただし、宗教活動・政治活動・選挙活動を目的としない団体等であること

補助金額…補助対象経費の2分の1(上限20万円)

申し込み…市民活動支援課(本庁舎3階)で配布する応募要項の「補助金申請書」に必要事項を明記し、必要書類を添えて同課

市が提案する「協働委託事業」の実施団体を募集

市が提案する事業を市と協働で実施する市民活動団体等を募集します。今年度は、以下の7つの事業です。

①男女共同参画講座

男女共同参画のさまざまな問題に対して、専門知識を持った講師による講演会を開催する事業です。

②男女共同参画情報紙「イーブン」の発行

男女共同参画の正しい理解と意識啓発を行うため、情報紙を年2回発行する事業です。

③イーブンライフ in 川越

人権週間にちなみ、男女共同参画社会の実現を目

指し、市民への啓発と理解を深めるためのイベントを実施する事業です。

④子育て情報誌作成

子育て中の方や、これから子育てする方を対象に各種相談窓口や子育て情報などを紹介する情報誌を作成する事業です。

⑤子育て支援事業「連雀町つどいの広場」

子育て家庭を対象に親子が気軽に集い交流を図る機会を提供する事業です。

⑥子育て体験学習

「いのちの大切さ」などを学ぶため、中学校での講演や赤ちゃんとのふれあい体験などを実施する事業です。

⑦かわごえエコツアー

環境に対する理解を深めるために、市内の環境スポットの見学などを行う事業です。

募集期間…4月10日(木)～5月9日(金)

対象…市内に事務所または活動場所があり、公益的な活動を行っている、5人以上で構成する市民活動団体等で、次のすべてを満たすもの。

- 組織の運営に関する規則などがある
- 予算・決算を適正に行っている
- 1年以上継続して活動している
- 委託事業を的確に遂行できる

申し込み…市民活動支援課(本庁舎3階)で配布する応募要項の「事業提案書」に必要事項を明記し、必要書類を添えて同課

人事発令(4月1日付け)

職員課 回224-5553

市長部局

部長等：報道監 根岸督好 ▼ 政策財

政部長 矢部竹雄 ▼ 政策財政部才

リンピック大会準備担当理事 福

田司 ▼ 総務部長 栗原薫 ▼ 文化ス

ポーツ部長 牛窪佐千夫 ▼ 福祉部

長 庭山芳樹 ▼ 建設部理事 小池

均 ▼ 会計室理事 今井孝雄

副部長等：政策財政部副部長兼政策

企画課長 大岡敦 ▼ 政策財政部参

事兼財政課長 永堀孝明 ▼ 総務部

副部長兼総務課長 大河内徹 ▼ 総

務部防災危機管理担当参事 齊木

利之 ▼ 総務部参事兼契約課長 大

原誠 ▼ 市民部参事兼市民活動支援

課長 細田隆司 ▼ 市民部参事兼市

民センター推進室長 岡村靖夫 ▼

市民部参事兼市民センター推進室

高階市民センター所長 大嶋美紀

夫 ▼ 市民部参事兼市民センター推

進室大東市民センター所長 有山

誠一 ▼ 文化スポーツ部副部長兼国

際文化交流課長 松田裕二 ▼ 文化

スポーツ部参事兼文化芸術振興課

長 前島和行 ▼ 福祉部副部長兼福

祉推進課長 吉敷巨弘 ▼ こども未

来部副部長兼こども政策課長 円

城寺実 ▼ 保健医療部参事兼国民健

康保険課長 中沢雅生 ▼ 保健医療

部保健所副所長 村川満佐也 ▼ 保

健医療部保健所副所長兼保健総務

課長 大野隆 ▼ 保健医療部保健所

参事兼保健予防課長 内城俊英 ▼

保健医療部保健所参事兼衛生検査

課長 細田豊子 ▼ 環境部副部長兼

資源循環推進課長 川野修治 ▼ 環

境部参事兼環境対策課長 新井律

男 ▼ 環境部参事兼収集管理課長 荻

田芳信 ▼ 環境部参事兼環境施設

行政委員の選任(敬称略)

職員課 回224-5553

固定資産評価審査委員会委員(3月25日付け)

山田範男(69歳・仙波町二丁目)

* 固定資産評価審査委員会：固定資産の評価額に対する不服の審査・決定を行う。

課長 小峰健治 ▼ 産業観光部副部

長兼産業振興課長 小高理典 ▼ 産

業観光部参事兼農政課長 神田勉

▼ 産業観光部参事兼観光課長 田

中三喜雄 ▼ 都市計画部副部長兼都

市計画課長 土井一郎 ▼ 都市計画

部拠点施設整備担当参事 貫井一

弥 ▼ 都市計画部参事兼都市景観課

長 加藤忠正 ▼ 都市計画部参事兼

川越駅西口まちづくり推進室長 宮

本一彦 ▼ 都市計画部参事兼新河

岸駅周辺地区整備事務所長 木村

政良 ▼ 建設部副部長 木田博之 ▼

建設部参事兼道路街路課長 田島

佳晴

上下水道局

参事：事業推進部参事兼下水道維持

課長 松岡弘樹 ▼ 事業推進部参事

兼水道施設課長 石井隆文

議会事務局

事務局長：議会事務局長 佐藤美智

子

副事務局長等：議会事務局副事務局

長兼議事課長 利根川晃 ▼ 議会議

務局参事兼庶務課長 野口昭彦

教育委員会部局

部長：学校教育部長 小林英二

副部长等：教育総務部副部长兼教育

財務課長 佐藤嘉晃 ▼ 教育総務部

参事兼中央公民館長 長谷部洋志

▼ 学校教育部副部长兼教育指導課

長 佐野勝 ▼ 学校教育部参事兼学

校管理課長 中野浩義 ▼ 学校教育

部参事兼学校給食課長 佐藤達次

郎 ▼ 学校教育部参事兼教育センタ

ー所長 小熊利明

農業委員会事務局

事務局長：農業委員会事務局局長 後

藤泰治

退職者(部長級)：3月31日付け)

総務部長 小川倫勝 ▼ 会計室理事 水

野典子 ▼ 議会事務局局長 岡部宏 ▼

学校教育部長 新保正俊

* 課長職以上の名簿は、市ホームページに掲載しています。

人事発令(4月1日付け)

消防局総務課 回222-0741

消防局

次長等：消防局次長 木村圭夫 ▼ 消

防局付次長(川越市派遣) 齊木利

之 ▼ 川越中央消防署長 岸田隆 ▼

川越西消防署長 高野春雄 ▼ 川島

消防署長 島村宏

緊急サポートセンター事業始まります

こども育成課 ☎224-5724

緊急サポートセンター事業とは、会員同士による子育て支援事業のことです。

これまでのファミリーサポートセンター事業では対応できなかった病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり等のほか、利用会員宅での保育が可能になります。緊急サポートセンター埼玉に事前に登録をすると、子どもの急な発熱や風邪などの際に利用できます。子どもを預かるのは、子育て経験のある同センターの研修を受けたサポート会員(医療の専門家ではないボランティア)です。

どのように利用するの？

事前の登録が必要です。同センターのホームページまたは、右のQRコードから申し込みをしてください。事前の打合せは、原則行いません。郵送での申し込み等詳しくは下記にお尋ねください。



問い合わせ…緊急サポートセンター埼玉(NPO法人病児保育を作る会) ☎048-297-2903

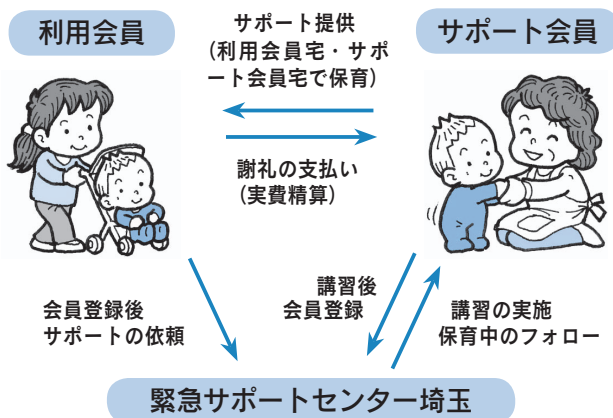
どんな時に利用できるの？

病児・病後児の預かり(事前に医師の診断が必要)、宿泊を伴う預かり(病児・病後児は不可)、その他緊急・突発的な預かり等の際に利用できます。

■緊急サポートセンター提供会員養成講習会

新生児の保育、病児の観察とケア、子どもの事故と安全管理等について4日間の講習終了後、サポート会員として登録できます。(保育士、看護師等の有資格者等の方は、2日間)

日時…4月21日(月)、23日(水)、24日(木)、25日(金)、午前9時30分～午後4時30分



対象・利用料は？

対象は、原則0歳から小学6年生までです。利用料は次の通りです(2人目以降は減額あり)。

	利用時間	利用料 ()は延長料金
預かり	午前8時～午後8時	1,000円/1時間 (250円/15分)
	午後8時～翌日午前8時	1,200円/1時間 (300円/15分)
宿泊	午後6時～翌日午前9時	10,000円/1日 *風呂食事代込み

*送迎に車を使った場合の交通費、飲食物等の実費は事前に会員同士で取り決めを行います。

*サポート会員が預かり場所まで往復する時間も活動時間として扱います。

会場…オアシス

対象…受講後提供会員として活動できる成人

定員…先着20人

経費…無料

申し込み…4月15日(火)、午前9時から電話・ファクスで緊急サポートセンター埼玉 ☎048-297-2903 ☎050-3488-0147

「森のさんぽ道」第2駐車場オープン

公園整備課 ☎224-5965

森のさんぽ道は、(仮称)川越市森林公園計画地内にあります。2kmと3.4kmの2種類の散歩コースがあり、さまざまな植物とふれ合える貴重な空間となっています。これまでは、ジョイフルの第1駐車場をご利用いただいておりますが、新たに高階西中学校の南側に第2駐車場を整備しました。森のさんぽ道への新たな出入口としてご利用ください。



高齢者のための福祉サービス

高齢者いきがい課 ☎224-5809

すべてのサービスは、市内に住所がある方が対象です。

シニア銭湯デイ26

毎月26日を「ふるの日」とし、市内の銭湯(旭湯・元町2丁目)を無料で利用できます。

対象…65歳以上

利用方法…銭湯に備え付けの「シニア銭湯デイ26利用券」に住所・氏名・生年月日を明記し番台に提出

健康ふれあい入浴利用券

1回200円(一般公衆浴場は300円)を補助します(年度内6回)。利用可能施設についてはお尋ねください。

対象…65歳以上

敬老マッサージサービス事業

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうのいずれかを年1回、無料で受けられます。利用券(1回分)は4月上旬に郵送予定。申請は不要です。

対象…70歳以上(年度内に70歳に達する方を含む)

市内循環バス(川越シャトル)特別乗車証の交付

対象…70歳以上

経費…1乗車100円(80歳以上無料)

老人福祉センターの利用

大広間、浴場等を無料で利用できます。心身障害者・母子世帯の方も可。

●東後楽会館 ☎224-3366

●西後楽会館 ☎232-6177

対象…60歳以上

老人憩いの家の利用

無料で談話室等を利用できます。

●小ヶ谷老人憩いの家

☎245-8494

●高階北老人憩いの家

☎248-6565

●川越駅東口老人憩いの家

☎228-7717

対象…60歳以上

要介護高齢者手当の支給

入院している場合は、お尋ねください。申請月から支給します。

対象…在宅で要介護3~5の65歳以上

支給額…月額8,000円

紙おむつの給付

月額5,000円の範囲内で、申請の翌月から紙おむつを給付します。

対象…在宅の要介護4・5で、常時失禁の状態にあり、排泄の介助が必要な65歳以上(要介護1~3の方はお尋ねください)

配食サービス

1日1食(昼または夕)、週4食まで、調理された食事を自宅に届け、安否を確認します。

対象…在宅で、老衰、心身の障害、疾病等の理由により調理や買い物が困難な方で次の要件を満たす65歳以上

①1人暮らし

②上記①以外で、家族等が疾病、就労等の理由で食事の支援を受けることが困難

経費…1食当たり500円

訪問理美容サービス

理・美容師が在宅高齢者の自宅を訪問し、調髪等を行います。

対象…在宅の要支援または要介護で、理・美容院へ行くことが困難な65歳以上

経費…1回当たり2,000円(調髪またはカットのみの場合)

利用回数…年度内4回(申請月により回数が異なります)

消防局への緊急通報システムの貸与

対象…1人暮らし(8時間以上1人になる方を含む)で、慢性疾患により常時注意を要し、使用できる電話がある、おおむね65歳以上

経費…設置工事は無料(8時間以上1人になる方の世帯で、生計中心者の所得税が課税の場合は、一部自己負担あり)

*電話回線の基本料金・通話料金は自己負担です。

*申請の翌月末に設置します。

日常生活用具の給付・貸与

●給付(自動消火器・火災警報器・電磁調理器)

対象…自動消火器・火災警報器=在宅の要介護1~5または、1人暮らしの65歳以上▶電磁調理器=在宅で1人暮らしの65歳以上

経費…生計中心者の所得状況により自己負担あり

●貸与(一般加入電話回線)

対象…1人暮らしで市民税所得割が非課税、かつ電話の権利を有しない65歳以上

*基本使用料は市が負担します。

生活管理指導員等派遣

対象…介護保険の対象とならない、日常生活が困難な65歳以上

経費…所得税額により異なる

利用回数…週1回1時間以内

生きがい活動支援通所

居住地域により、利用施設を決定します(送迎・給食あり、入浴なし)。利用施設についてはお尋ねください。

対象…介護保険の対象とならない、家に閉じこもりがちな65歳以上

経費…1日600円

利用回数…週1回

生活管理指導短期宿泊

対象…介護保険の対象とならない、家族が冠婚葬祭などで不在の場合に1人で生活することが不安な65歳以上

経費…1日1,730円

利用回数…年度内7日

利用施設…養護老人ホームやまぶき荘 ☎231-1551

徘徊高齢者等家族支援サービス

「徘徊探知システム」の利用経費の一部を助成します。

対象…65歳以上の徘徊高齢者を自宅で介護している家族

助成額…申込料=全額▶機器の月額使用料=2分の1(限度額2,000円)

家具転倒防止器具等取付費助成

地震発生時の家具転倒事故を防止する器具の取付費用を助成。

対象…65歳以上の方のみで構成される世帯

助成額…1世帯3台までの取付費

居宅改善費助成

手すり設置や段差解消などの居宅改善費用の一部を助成します。

対象…介護保険法による要支援・要介護認定を受けていない65歳以上で本人および同居者の市民税所得割額が10万円以下

助成額…対象経費の2分の1以内(上限15万円)

*助成決定前の着工は無効です。

その他のサービス(寝具丸洗い・寝具乾燥、障害者控除対象者認定、家族介護慰労金の支給など)

*サービスの内容等詳しくはお尋ねください。

浄化槽の補助制度をご利用ください

環境対策課 224-5894

平成26年度から、補助金額等が変わりました。いずれも補助金が予算額に達した時点で締め切ります。郵送では受け付けできません。申請方法等詳しくは、市ホームページを確認するかお尋ねください。

家庭用合併処理浄化槽の設置

単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換をする方に補助金を交付しています。申請期間は来年2月16日(月)まで、実績報告の提出は来年3月10日(火)までです。

■設置

対象区域：下水道事業認可区域・農業集落排水事業実施採択区域を除いた区域

①既存住宅の浄化槽設置工事のみ

補助金額：5人槽 41万円 ▼ 6〜7人槽 44万2000円 ▼ 8〜10人槽 64万2000円

②建て替えに伴う合併処理浄化槽への転換

補助金額：10人槽以下 12万円

③下水道事業認可区域内で下水道整備が7年以上見込まれない区域における合併処理浄化槽への転換

補助金額：10人槽以下 12万円

■撤去

①の工事に併せて行う既存単独処理浄化槽等の処分に対する補助

補助金額：6万円

■配管費

①の工事に併せて行う配管工事に対する補助(重点転換地区のみ)

補助金額：20万円

家庭用合併処理浄化槽の維持管理

浄化槽を新たに設置、または構造の変更等を行った浄化槽管理者は、浄化槽法により、使用開始3か月を経過したあとの5か月間に「設置後の水質検査(7条検査)」を受け、その後は毎年「定期検査(11条検査)」を受ける必要があります。

浄化槽を適正に維持管理するため、保守点検・清掃・法定検査を実施している方に補助金を交付しています。申請期間は、保守点検の契約最終日の翌日から3か月以内または、来年3月25日(水)のいずれか早い日までです。

対象区域：下水道処理区域(下水道が使える区域)以外

申請回数：今後申請した年度から翌々年度末まで(上限3回)

設置後の水質検査(7条検査)

補助金額：5人槽 1万円 ▼ 6・7人槽 1万1000円 ▼ 8〜10人槽 1万2000円

定期検査(11条検査)

補助金額：5人槽 7000円 ▼ 6・7人槽 8000円 ▼ 8〜10人槽 9000円

国民年金保険料の免除申請可能期間が拡大しました

市民課 224-5764

2年1か月前までの未納期間が対象

国民年金保険料を納付することが経済的に困難な場合に、国民年金保険料の免除の申請ができます。

4月から対象期間が拡大し、申請日から2年1か月前の月分まで申請できるようになりました。4月中に申請すると平成24年3月分までの未納分について申請ができます。申請は市民課(本庁舎1階)、南連絡所、市民センター、川越年金事務所(242-2657)で受け付けます。必要書類等詳しくはお尋ね下さい。

*申請には日本年金機構による審査があります。審査結果によっては免除が承認されない場合があります。

■免除・若年者納付猶予

年金保険料の納付が困難な場合で、所得が一定基準以下等の場合に受けられます。申請年度(毎年7月〜翌年6月)の世帯構成、前年所得により審査されます。転入者や世帯

構成が変わった方は、所得証明書や住民票が必要な場合があります。

*平成26年度分の申請(平成26年7月〜同27年6月)の受け付けは、平成26年7月からです。

●失業などの特例免除

災害、失業等を理由とした免除(特例免除)についても申請できる期間が拡大しました。

申請できる期間：災害・失業などがあつた月の前月分〜翌々年6月分
*失業日は離職日の翌日です。離職日が12月31日の場合、失業日は翌年1月1日となります。

*災害による被害額や失業等の証明書が必要です。

■学生納付特例

20歳以上の学生で、本人の所得が少なく保険料の支払いが困難な場合は、保険料を後払いにすることができます。卒業後の申請等で学生証が無い場合は、「在学証明書等」が必要です。

追納について

免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間は、10年以内であれば後から納めることができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に納める場合には、加算額が上乗せされます。

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

臨時福祉給付金＝福祉推進課 ☎224-5769
子育て世帯臨時特例給付金＝こども政策課 ☎224-6278

消費税率の改定に伴い、所得の低い方と子育て世代の方の負担軽減のために臨時の給付金を支給します（申請の受け付けは7月の予定です）。詳しくは、広報川越、市ホームページ等でお知らせします。

臨時福祉給付金

平成26年度の市民税(均等割)が課税されていない方が対象です。

*市民税(均等割)が課税されている方の扶養親族等、生活保護制度の被保護者等は対象になりません。

給付額…給付対象者1人につき10,000円(老齢基礎年金受給者等、児童扶養手当の受給者等には5,000円を加算)

子育て世帯臨時特例給付金

平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給している方のうち、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方が対象です。

*臨時福祉給付金の対象者、生活保護制度の被保護者等は対象になりません。

給付額…平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童1人につき10,000円

「振り込め詐欺」や「個人情報の照会」にご注意ください!

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の給付を装った振り込め詐欺や個人情報の照会にご注意ください。

- 給付金に関して市や国などが現金自動預け払い機(ATM)の操作をお願いすることはありません
- ATMを自分で操作して他人からお金を振り込んでもらうことはできません
- 申請の受け付け開始前に給付金に関して、電話でお尋ねすることはありません(照会は、原則として文書で行います)

水道料金・下水道使用料 の消費税率について

経営企画課 ☎223-3062

水道料金・下水道使用料の消費税率は、今回の改定により4月1日以降の検針分から原則として8%の税率が適用されます。



ただし、平成26年3月31日以前から継続して水道・下水道を使用している方については、次の経過措置が適用されます。

経過措置…4月・5月の検針分の全ておよび、6月の検針分の1/2の使用水量には消費税率5%を適用

問い合わせ…水の窓口・川越市上下水道料金センター ☎249-1911 ☎248-2031 (平日・土曜日、午前8時30分～午後6時)

屋外広告物にはルールがあります!

都市景観課 ☎224-5961

私たちの住むまちには、ポスターや立看板、広告塔や広告板など多様な屋外広告物があります。

優れたデザインセンスの屋外広告物は、まちに賑わいや活気をもたらします。その反面、無秩序、無制限に設置してしまうと、まちの景観を乱します。また、その設置や管理が適切に行われないと、落下や倒壊によって思わぬ事故を招くこともあります。

そこで市では、川越市屋外広告物条例により、屋外広告物を出す場合のルールを定めています。同条例では、伝統的建造物群保存地区や川越

駅の東西駅前交通広場などを自家用以外の一般屋外広告物を出せない禁止地域と定めています。また、そのほかの地域においても小規模な自家用広告物などの一部を除き、広告物の設置には原則として許可が必要です。

安全で快適な住環境をつくるために、屋外広告物のルールを守り、魅力ある美しいまちづくりにご協力をお願いします。